

工事請負契約書第24条第1項から第4項までの規定
(全体スライド条項) 及び同条第6項の規定
(インフレスライド条項) の運用について

東京都が発注・契約する工事において、工事請負契約書第24条第1項から第4項までの規定または6項の規定により、受注者が契約金額の変更を請求する場合(以下「スライド請求」という。)の運用について、以下のとおりとします。

請求に当たっては、適用の条件をよく確認の上、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

1 インフレスライド条項について

(1) 適用対象工事について

契約書にインフレスライド条項が規定された工事で、かつ、残工期が2カ月以上ある工事とし、工期内に賃金水準の変更がなくともスライド請求を可能とします。

(2) 請求方法

請求は直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでの間で1回を基本としますが、複数回の請求も可能とします。

2 全体スライド条項について

上記インフレスライド条項の運用に伴い、全体スライド条項の適用については、当面の間、見合わせます。

3 施行日

令和5年1月16日以降、請求を行うものから施行

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607